# 基本約款・掲載サービス約款 新旧対照表(2021年9月1日)

※これまで、当社(以下、ぐるなび)が提供するサービスの利用は、「ぐるなび」サイトへの掲載契約が必要でした。この度、掲載契約の有無にかかわらず、ぐるなびのサービスが利用できるよう契約体系の変更を行うこととしました。これに伴いまして、これまでの加盟契約の「加盟条件」を新たな加盟契約「基本約款」と掲載サービスにかかる契約「掲載サービス約款」に分離しました。

※基本約款は、ぐるなびが提供するサービスに共通して適用される基本的な契約条件です(但し、一部サービスを除きます)。 ※ぐるなびのサービスを利用する際は、基本約款に基づく加盟(基本)契約を締結していただきます。加盟(基本)契約を締結したのち、個々のサービス(掲載サービス等)にかかる契約を行うことで個々のサービスを利用することができます。 ※基本約款、掲載サービス約款、各販促プランの特約は、こちら(https://rule.gnavi.co.jp/)よりご確認ください。

# 【基本約款】

# 第1条(約款の構成及び適用)

1. 本約款は、株式会社ぐるなび(以下「当社」といいます)が自ら提供するサービス(以下「当社サービス」といいます)及び提携会社サービス(本項に定義されます)において当社が媒介、代理、紹介その他の関与を行うサービス(以下「媒介等サービス」といいます。当社サービスと媒介等サービスの各サービスを個別に「個別サービス」といいます)、並びに当社と提携する会社(以下「提携会社」といいます)のサービス(以下「提携会社サービス」といいます)の利用を希望し、当社がこれを承諾した者(以

# 【レストラン加盟条件】

# 第1条(本条件等の適用)

- 1. 本条件は、本条件に同意したうえで本サービス(第2 条に定義する。本条において以下同じ)の利用にかか る申込みを行い、株式会社ぐるなび(以下「当社」と いう)がこれを承諾した者(以下「加盟者」という) が本サービスを利用するにあたり、当社と加盟者との 間に適用される。
- 2. 加盟者が本サービスを利用するにあたっては、本条件のほか、当社が別途定める販促年間パック利用条件 (本サービスの対価の支払いに関する事項およびこれに関連する事項を定める条件をいう。以下同じ)が本

- 下「契約者」といいます)と当社との間で本サービスの利用にかかる取引を行うにあたり、<u>本サービスに共通して適用される基本的な契約条件を定めることを目的とします。なお、本サービスの利用にかかる取引を行うにあたり、当社及び契約者は、本約款に基づく基本契約(以下「基本契約」といいます)を締結します。</u>
- 2. 当社は、本約款のほか、個別サービスの利用にかかる取引に適用される契約条件(名称及び形式の如何を問わず、以下「サービス約款」といい、本約款と併せて以下「当社約款」といいます)を制定する場合があります。なお、個別サービスの利用にかかる取引にあたり、当社及び契約者は、基本契約とは別に個別サービスを利用するための契約(以下「個別契約」といいます)を締結します。
- 3. 個別契約には、本約款及びサービス約款の両方が適用されます。
- 4. サービス約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めが適用され、サービス約款の定めと本約款の定めが矛盾又は抵触する場合は、サービス約款の定めが優先して適用されます。
- 5. 契約者が最新の当社約款に同意した場合又は第4条(基本契約の締結及び成立)の定めにより同意したものとみなされた場合、それまでに締結されたすべての個別契約について、最新の当社約款が適用されます。
- 6. <u>第三者のために契約者となる者(代理店等を指し、以下</u> 「代理店契約者」といいます)が、自己の顧客(以下「代 理店顧客」といいます)のために、自己の名で基本契約 及び個別契約を締結する場合、当社による承諾を必要と

- 条件と一体として当社と加盟者との間に適用される。 販促年間パック利用条件の定めと本条件の定めが相違 する場合は、販促年間パック利用条件の定めが本条件 の定めに優先して適用される。
- 3. 当社は、本条件および販促年間パック利用条件のほか、加盟者が本サービスを利用するにあたり適用される諸条件(販促年間パック利用条件を除き、加盟者が本サービスを利用する過程で提示される手順その他の条件を含む。以下「個別利用条件」といい、本条件、販促年間パック利用条件と個別利用条件をあわせて以下「本条件等」という)を定めることができ、個別利用条件が定められている場合には、個別利用条件は、当社と加盟者との間に適用される。個別利用条件の定めと本条件の定めが相違する場合は、当該個別利用条件の対象となる個別サービス(第2条に定義する。本条において以下同じ)の利用に関する限り、当該個別利用条件の定めが本条件の定めに優先して適用される。
- 4. 当社は、個別利用条件が適用される個別サービスを 加盟者が利用した場合には、加盟者が当該個別サービ スにかかる個別利用条件に同意したものとみなす。

- し、代理店契約者は、当社に対し、代理店顧客のために 基本契約及び個別契約を締結する権限並びに基本契約及 び個別契約に定める義務を履行するために必要な一切の 権限を有することを表明し、保証するものとします。
- 7. 提携会社サービスを契約者が利用するにあたって、当社が媒介等サービスを提供する場合であっても、契約者は自らを当事者として提携会社との間で提携会社サービスの利用にかかる契約(以下「提携会社サービス契約」といいます)を締結するものとし、当社は提携会社サービス契約の当事者にはなりません。なお、提携会社が提携会社サービスにかかる約款、規約等(その名称を問わず、以下総称して「契約条件」という)を制定している場合、当該契約条件が契約者に対し適用され、契約者は当該契約条件を遵守するものとします。なお、当社が媒介等サービスを提供するにあたり、当社は、かかる媒介等サービスについてのサービス約款を制定する場合があります。
- 8. <u>当社は、媒介等サービスを提供する場合であっても、提携会社サービスの内容及び提携会社による提携会社サービスの履行について、何ら責任を負うものではありません。</u>

# 第2条(約款の変更)

- 1. <u>当社は、当社約款に定める権利義務に影響を生じさせない形式的な変更については、契約者に通知することなく変更することができるものとします。</u>
- 2. 契約者の一般の利益に適合する当社約款の変更について

# 第26条(本条件等の変更)

- | 当社は、加盟者へ予告なく本条件等を変更することができる。
- 2. 前項の定めにかかわらず、加盟者の権利および義務 に重大な影響を及ぼす変更については、当社は、加盟

- は、当社が申込書等で指定する当社約款を掲載したウェブサイト(以下「約款ページ」といいます)上に改定後の当社約款を掲載し周知することで、当社約款を変更することができます。この場合、当社は変更の効力発生日(以下「改定日」といいます)を定め、当該改定日をもって改定後の当社約款が適用されます。
- 3. 当社約款の目的に反せず変更の必要性がある場合は、当社は、当社約款の改定日の2週間(当社がこれより長い期間を定めた場合はかかる期間)前までに約款ページ上に改定後の当社約款を掲載し周知した上で、当社約款を変更することができます。この場合、当該改定日をもって改定後の当社約款が適用されます。なお、当社約款の変更例は、以下に掲げるとおりとしますが、これらに限られません。

# (変更例)

- ・新たな個別サービスの追加(有料の個別サービス を除く)
  - ・従前の個別サービスの陳腐化に伴う変更及び廃止
  - ・違法又は不当行為を防止するための禁止項目の追

加

- ・違法又は不当行為を防止するための権利の制限
- ・個別サービスの品質を維持するための料金値上げ

等

# 第3条(通知・届出)

1. <u>当社から契約者に対する通知は、申請書等(次条第1項</u> <u>に定義されます。本条において以下同じ)又は申込書等</u> (第7条第2項に定義されます。本条において以下同じ) 者に当社が適当と認める方法(管理システムに掲示、 当社が送付する郵便物での通信等の方法を含む)によ り事前に通知することによって、本条件等を変更する ことができる。加盟者が、本項に定める通知から2週 間以内に本条件等の変更について異議を申出なかった 場合、本条件等を変更することに同意したものとみな す。

#### 第25条(届出)

1. 加盟者は、本申込書の記載事項に変更が生じる場合、 事前に(やむを得ない場合は事後遅滞なく)、当社に対 し当社所定の方法に従い、その旨を届け出る。 により当社に届け出た電子メールアドレスへの電子メールの送信、契約者の住所への書面の送付又は当社のウェブサイト(以下「当社サイト」といいます)若しくは契約者に提供する管理システム(以下「管理システム」といいます)への掲載等、当社が適当と判断した方法によるものとします。なお、当社が電子メールの送信、書面の送付又は当社サイト若しくは管理システムへの掲載により通知を行う場合、当該通知は、当社が電子メールを発信した時点、書面を発送した時点又は当社サイト若しくは管理システムにおいて送信可能化した時点で到達したものとみなします。

- 2. 契約者は、申請書等又は申込書等の記載事項に変更が生じる場合は、事前に(やむを得ない場合は事後遅滞なく)、 当社に対し、当社所定の方法に従い、届け出るものとします。
- 3. 契約者は、自己の事業を第三者に承継させる場合(合併、会社分割、事業譲渡等を含みますが、これらに限られません)、当社に対し、当社所定の方法に従い、事前にその旨を届け出るものとします。当社は、当該届出の内容を確認の上、契約者に対して必要な資料の提出等を要請することができ、契約者はこれに対応しなれければならないものとします。但し、当該届出をもって、第22条(権利義務の譲渡等)に定める義務を免れないものとします。
- 4. <u>当社から契約者への通知について、契約者はこれを確認するものとします。</u>契約者が当社からの通知を確認せず、 又は契約者による届出義務の懈怠により延着若しくは不 到達となった場合、これによって、契約者に発生した損

2. 当社からの加盟者に対する通知が、前項の届出義務の懈怠により延着または不到達となった場合は、当該通知は通常到達すべき時に加盟者に到達したものとみなす。また、前項の届出義務の懈怠により、加盟者が不利益を被った場合であっても、当社は一切その責任を負わない。

害について、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第2章 基本契約

# 第4条(基本契約の締結及び成立)

- 1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」といいます)は、本サービスの利用に先立ち、当社所定の新規取引申請書又は取引申請画面等(以下併せて「申請書等」といいます)に必要事項を記入し、当社所定の手続きに従って、当社に申請書等を提出又は送信(以下併せて「提出」といいます)するものとします。かかる申請書等の提出をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされます。なお、申請書等の提出にあたって、契約者は、自己の事業に必要な許認可等を取得していることを表明し、保証するものとします。
- 2. 当社は、利用希望者による申請書等の提出後、利用希望者による本サービスの利用の可否について当社所定の審査基準に従って審査します。なお、利用希望者が以下の各号に該当する場合、利用希望者は本サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、遅滞なく利用希望者に対しその旨を通知します。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由及び本サービスを利用することができない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとします。
  - (1) 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、利用希望者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合

- (2) <u>申請書等の内容に虚偽記載があると当社が</u> 判断した場合
- (3) 事業に必要な許認可を取得していない場合
- (4) <u>利用希望者による本サービスの利用が当社</u> <u>の社会的信用を傷つけるおそれがあると当社が判断</u> した場合
- (5) 利用希望者が、暴力団関係者その他反社会的 団体に属する者に相当する者又はこれらの者と関係 性があると当社が判断した場合
- (6) <u>その他、当社が利用希望者による本サービス</u> の利用が不適当であると判断した場合
- 3. 利用希望者による申請書の提出等を当社が認めた日をもって、当社と利用希望者との間で基本契約が成立します。

# 第5条(基本契約の契約期間)

- 1. <u>基本契約の契約期間は、前条第3項(基本契約の締結及</u> び成立)に定める基本契約の成立日より1年間とします。
- 2. 基本契約の契約期間満了日の1か月前までに一方当事者 から他方当事者に対し書面によって基本契約を更新しな い旨の通知がなされた場合を除き、基本契約は、同一条 件にて1年間自動的に更新されるものし、以降も同様と します。

# 第6条(基本契約の解約等)

1. <u>当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対する何らの通知及び催告なしに、基本契約を直ち</u>に解除することができるものとします。この場合、契約

#### 第19条(当社による本契約の終了)

1. 当社は、本契約期間中においても、加盟者に対し書面または電子メールにより通知を行うことにより、当該通知の到達日をもって、本契約を終了させることが

者は、当社に対して負担する一切の債務(個別契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済するものとします。なお、本条による基本契約の終了は、当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

- (1) 契約者が当社約款に違反した場合
- (2) 契約者が個別のサービスの支払いを滞り、当 社からの催告にもかかわらず相当期間経過後も支払 いがなされない場合
- (3) 契約者が審査基準を満たしていないことが 事後的に判明した場合、又は審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
- (4) 契約者が自己の営業の停止又は廃止をした 場合
- (5) 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
- (6) 契約者が自己の営業を行うために必要な許 認可を有しない場合
- (7) 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の 責に帰すべき事由によって契約者の所在が不明となった場合
- (8) 契約者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは 競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開 始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特 定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを 受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更 生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続

できる。

- 2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、 加盟者に対する何らの通知および催告なしに、本契約 を直ちに終了させることができるほか、本サービスの 提供を停止し、加盟者情報を当社のサーバーから削除 することができる。この場合、加盟者は、当社に対し て負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務 を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失 い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約 の終了は、加盟者に対する損害賠償の請求を妨げない。
- (1) 加盟者が本条件等に違反した場合
- (2) 終了事由の如何を問わず、加盟者がレストラン掲載サービスの利用を終了した場合
- (3) 終了事由の如何を問わず、販促年間パック契約が終了した場合
- (4) 加盟者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、または加盟後審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
- (5) 加盟者が当社の指定する代金収納会社との契約に違反した場合
- (6) 加盟者または指定店舗運営者が飲食店その他の営業の停止または廃止をした場合
- (7) 加盟者または指定店舗運営者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告または処分を受けた場合
- (8) 加盟者または指定店舗運営者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
- (9) 加盟者が住所変更の届出を怠る等加盟者の責に帰すべ

開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合

- (9) 契約者が支払を停止し、又は手形交換所から 警告若しくは不渡り処分を受けた場合
- (10) 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- (11) <u>前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状</u> 態が悪化したと当社が判断した場合
- (12) 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要 な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
- (13) 契約者が株主構成、役員等の変動等により会 社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性 がなくなったと当社が判断した場合
- (14) 契約者が死亡した場合
- (15) 契約者による当社への過度な要求があった場合
- (16) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると 当社が判断した場合
- (17) <u>その他契約者による基本契約及び個別契約</u> の履行が困難であると当社が判断した場合
- 2. <u>当社は、基本契約の期間中においても、契約者に対し電子メール又は書面による通知を行うことにより、基本契</u>約を解約することができるものとします。
- 3. 契約者は、基本契約の期間中においても、当社所定の方法に従い、解約希望日の1か月前までに当社に対し当社所定の届出を行うことにより、解約希望日をもって基本契約を解約することができるものとします。

- き事由によって加盟者の所在が不明となった場合
- (10) 加盟者が仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の 申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社 更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手 続開始その他これに類する手続の申立てを受け、また は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開 始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その 他これに類する手続の申立てを自らした場合
- (11) 加盟者が支払を停止し、または手形交換所から警告 もしくは不渡り処分を受けた場合
- (12) 加盟者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- (13) 前3号のほか、加盟者の財産状態または信用状態が悪化したと当社が判断した場合
- (14) 加盟者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部 の事業の譲渡または解散の決議をした場合
- (15) 加盟者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
- (16) 加盟者が第4条第2項の承認等を行わないことにより、相当期間経過後も当社が本サービスを提供することができない場合
- (17) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が 判断した場合
- (18) その他加盟者による本契約の履行が困難であると 当社が判断した場合

#### 第3章 個別契約

# 第7条(個別契約の締結及び成立)

- 1. <u>個別契約の締結は、個別サービスごとに行われるものと</u> します。
- 2. 個別サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等(以下併せて「申込書等」といいます)に必要事項を記入し、当社に提出することにより行われるものとします。かかる申込書等の提出をもって、利用希望者がサービス約款に同意したものとみなされます。
- 3. 当社は、利用希望者による個別サービスの利用にあたり 審査基準を設けている場合、申込書等に基づき、当社所 定の審査に従って利用希望者による利用の可否を審査す るものとし、審査手続については、第4条第2項(基本 契約の締結及び成立)の定めを準用するものとします。
- 4. 個別契約の成立は、サービス約款に定めるとおりとします。
- 5. <u>利用希望者は、申込書等の提出後、申込を撤回すること</u> はできないものとします。
- 6. 個別契約の申込みにあたり、契約者は、契約者の役員又 は社員(アルバイトを含み、以下「役職員」といいます) に対し個別契約を締結する権限を付与することができる ものとし、契約者は、当社に対し、個別契約の申込みを 行う者が当該権限を有していることを保証するものとし ます。

# 第8条(個別契約の内容)

- 1. 個別サービスの内容は、個別サービスごとの申込書、サービス約款及び当社が作成した個別サービスの営業資料 (以下「営業資料」といいます)において定めるとおりとします。個別サービスの詳細は、当社が決定し、当社はこれを随時自由に見直すことができるものとします。但し、第2条(約款の変更)の定めに該当する変更を行う場合、第2条(約款の変更)に定める手続きに則るものとします。
- 2. <u>個別サービスの契約期間、利用料金、支払条件等の詳細は個別サービスの申込書又はサービス約款において定めるとおりとします。</u>
- 3. 契約者が個別契約を契約期間中に解約する場合、個別サービスの利用料金については、いかなる場合であっても日割り計算は行いません。
- 4. 当社は提携会社サービスの内容には関与しません。

# 第9条(個別契約終了後の取扱い)

個別契約が終了した場合、その終了事由の如何を問わず、終了時に未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了するまでは、本約款及びサービス約款が適用されるものとします。

# 第4章 契約者の責務

#### 第10条(禁止事項)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該 当する行為(以下の各号に該当するおそれがあると当社 が判断する行為を含みます)を行ってはならないものと

# 第10条(禁止事項)

- 1. 加盟者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為(以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為を含む)を行ってはならない。
- (1) 第三者に誤認混同を生じさせる行為

#### します。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪行為に結び付く、又は犯罪行為を助長するような行為
- (3) 法令に違反する行為又は法令に違反する行為に結びつく行為
- (4) 著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権等 第三者の権利を侵害する行為
- (5) 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を行い、 又はこれらを助長する行為
- (6) 第三者に対して迷惑を蒙らせる行為
- (7) 第三者に誤認混同を生じさせる行為
- (8) 当社<u>若しくはその子会社その他の関係会社</u> (以下併せて「当社グループ」といいます) 者の商品若しくはサービスを毀損する行為
- (9) <u>当社グループ又</u>は第三者の社会的信用を傷っている行為
- (10) <u>ウィルス等の有害なコンピュータープログ</u> ラム等を送信又は掲載する行為
- (11) <u>当社若しくは第三者の設備、サーバー等に支</u> <u>障を及ぼす行為又は及ぼすおそれのある行為</u>
- (12) <u>本サービスの提供を妨害する又は妨害のお</u> それのある行為
- (13) 本サービスの趣旨から逸脱した行為
- (14) 当社が別途禁止する行為
- (15) <u>その他前各号に類する、又は前各号と実質的</u> <u>に同等の行為</u>

- (2) 当社もしくは第三者の商品もしくはサービスを誹謗中傷する行為または当社もしくは第三者の品位や名誉を傷つける行為
- (3) 著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権等第三者の権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む)を侵害する行為
- (4) 法令に違反する行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を行い、またはこれらを助長する行為
- (7) 第三者に対して迷惑を蒙らせる行為
- (8) その他当社が別途禁止する行為
- 3. 加盟者が第1項または前項に違反した場合、当社は、 加盟者に対して、当該違反行為の中止または当該加盟 者情報の変更もしくは修正を求めることができ、加盟 者はこれに応じなければならない。また、この場合、 当社は、加盟者情報の変更もしくは修正を自ら行い、 または本サービスの全部もしくは一部の提供を予告な く停止することができる。

2. <u>前項各号のほか、当社は営業資料、当社サイト又は管理システム上において禁止事項及び注意事項等(名称を問わず、契約者が守るべき事項)を別途定めることができ、</u>契約者はこれらを遵守するものとします。

# 第11条(代理店契約者の代理店顧客に関する責任)

- 1. 代理店契約者は、代理店顧客に対し、当社約款の定め(代 理店契約者が同意する当社の責任を制限する内容、代理 店契約者が当社約款において負担する義務及び責任に関 する内容を含むがこれらに限られません)に同意をさせ た上で、当社約款に定められる義務及び責任を負担させ、 これらを遵守させる責任を当社に対して負うものとしま す。
- 2. <u>代理店契約者は、代理店顧客による個別サービスの利用</u> <u>に関し、個別契約に定めるすべての義務及び責任を負う</u> ものとします。
- 3. 当社、代理店契約者及び代理店顧客との間で紛争が生じた場合(但し、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除きます)は、代理店契約者は、当社を免責し、代理店契約者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負うものとします。
- 4. 前項の定めにかかわらず、当社が前項の紛争について、 解決に向けた対応を当社が行う必要があると判断した場 合又は当社が対応せざるを得ない場合、当社は、代理店 契約者の同意を得ることなく、当該紛争に対応すること ができるものとします。代理店契約者は、当社が当該紛

争に対応したことによって当社に生じた費用全額(訴訟費用、弁護士費用を含むがこれらに限られない)を負担するものとします。

# 第12条(調査協力義務)

当社は、<u>以下の各号に該当する場合(以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断した場合も含みます)、</u>契約者に対し、資料等の提出、状況報告その他必要な協力を要請することができ、契約者はこれに協力するものとします。

- (1) <u>本サービスの利用に関し、契約者又は本サー</u> ビスを利用する者による不正利用等が生じた場合
- (2) 本サービスを通じた契約者自らのサービス (以下「契約者サービス」といいます)の提供に関し、 契約者が法令等に違反した場合
- (3) <u>本サービス又は契約者サービスの利用に関し、当社に対する契約者の主張とそれらの利用者の主</u> 張が矛盾する場合
- (4) <u>本サービス又は契約者サービスにかかる紛</u> 争が生じた場合

# 第5章 本サービスの提供の停止等

# 第13条(本サービスの提供の停止等)

- 1. 当社は、以下の各号に該当する場合、本サービスの全部 又は一部の提供を予告なく停止することができるものと します。
  - (1) 当社グループの設備、サーバー又はシステム の保守、点検、バージョンアップ、不具合等のために 必要な場合

# 第14条(調査協力義務)

当社は、本サービスの対価の正確性を確認するため必要と 判断した場合、加盟者に対し、当該対価の算定の基礎とな る売上等に関する調査、当該対価の算定に関する帳票、帳 簿、記録、資料等の提出その他必要な協力を要請すること ができ、加盟者はこれに協力をする。

# 第15条(本サービスの提供の停止等)

- 1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を予告なく停止することができる。
- (1) 当社のサーバーまたはシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能または困難な場合
- (2) 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社

- (2) 電機通信事業者等が、電気通信サービスの提供を中断した場合
- (3) 地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、 内乱、暴動、テロ、疾病、社会的混乱、法令・規則の 制定・改廃、公権力による命令その他政府による行為 等当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの 提供が不能又は困難な場合
- (4) 第三者のサービス又は施設を利用して本サービスを提供している場合で、当該第三者の設備、サーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
- 2. <u>当社は、契約者が以下の各号に該当する場合(以下の各</u>号に該当するおそれがあると当社が判断した場合も含みます)、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止し、又は契約者による本サービスの利用の一部又は全部を制限することができます。
  - (1) 契約者が当社約款に違反し、当社からの改善 要請に応じない場合
  - (2) 契約者、契約者の役職員その他の関係者が逮捕、起訴された場合
  - (3) 契約者による本サービスの利用料金その他当社への支払が遅滞した場合
  - (4) <u>その他当社が合理的な理由により契約者に</u> 対する本サービスの提供を不適当と判断した場合
- 3. 前2項の定めに基づき、当社が本サービスの全部又は一部の提供を停止した場合に、契約者が被った損害につい

- 会的混乱等当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能または困難な場合
- (3) 加盟者が本条件等に違反した場合
- 2. 加盟者が、やむを得ない事由により加盟者サービス の提供等ができない場合または利用者への応答が一定 の期間できない場合は、加盟者は直ちに当社にその旨 を連絡する。この場合、当社は、その旨を加盟者ペー ジに表示するなどの必要な措置を講じ、または当該加 盟者ページの掲載を停止するなど本サービスの全部ま たは一部の提供を予告なく停止することができる。
- 3. 当社が、前2項の定めに基づき、本サービスの全部または一部の提供を予告なく停止した場合であっても、これにより加盟者に生じた一切の損害について当社は責任を負わない。この場合であっても、これによって、本サービスの対価は減額されるものではない。

て、当社は賠償する責任を負いません。また、当該停止 期間中の本サービスの利用料金は減額されず、契約者は、 当該停止期間における本サービスの利用料金を支払うも のとします。

# 第14条(本サービスの廃止等)

- 1. <u>当社は、社会情勢、ユーザー動向の変化等に対応するため、本サービスの内容を変更又は廃止することがあります。この場合、相当期間をもって契約者に対し通知を行うものとします。但し、行政機関、司法機関その他の公的機関による命令、処分、要請等により直ちに本サービスを廃止する必要が生じたと当社が判断したときは、契約者に事前の通知を行うことなく直ちに廃止することができます。</u>
- 2. <u>前項に基づき本サービスを変更又は廃止する場合、当該変更又は廃止により契約者が被った損害について、当社</u>は賠償する責任を負いません。

# 第15条(知的財産権等)

- 1. 契約者が当社に提供した契約者若しくは代理店顧客に関する情報(以下「契約者情報」といいます)に関する権利(特許権、商標権、著作権等の知的財産権その他一切の権利をいいます)は、契約者又は代理店顧客に帰属します。
- 2. <u>以下の各号に掲げる本サービスにかかる情報(契約者情報は除きます)に関する権利(特許権、商標権、著作権等の知的財産権その他一切の権利をいいます)は、当社</u>

# 第9条(知的財産権等)

1. 本サイトにおいて掲載もしくは本サービスにおいて 提供される文章、写真、動画、プログラムその他の文 字、図形、色彩、音声、動作もしくは映像またはこれ らを組み合わせたものおよび本サービスに関連して収 集された情報本サイトに掲載されもしくは本サービス において提供される著作物その他本サービスを構成す る情報、本サイトのデザイン、レイアウトもしくは構 成を含むがこれらに限られない。但し、加盟者情報を

# 又はその権利を有する者に帰属します。

- (1) <u>当社サイト、管理システム若しくは本サービスにおいて提供される文章、画像、動画、プログラム</u>その他の文字、図形、色彩、音声若しくは映像又はこれらを組み合わせたもの
- (2) <u>当社サイト、管理システム若しくは本サービスにおいて提供される著作物その他本サービスを構成する情報(デザイン、レイアウト若しくは構成を含むがこれらに限られない)</u>
- 3. <u>当社は、本サービスに関連して収集した情報を当社の事</u>業の範囲内において使用することができます。
- 除き、以下「掲載情報等」という)に関する権利(著作 権等法令により定められた知的財産権に限られず、法 律上保護される利益に係る権利を含む。以下同じ)は、 当社または掲載情報等に関する権利を有する者に帰属 し、加盟者は、技術的方法の如何を問わず、掲載情報 等を利用してはならない。但し、当社の承諾を得た場 合(掲載情報等に関する権利を有する者の承諾を当社 を通じて得た場合を含む)はこの限りではない。
- 2. 加盟者情報に関する権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む。以下同じ)は、加盟者または加盟者情報に関する権利を有する者に帰属する。

# 第7章 秘密情報及び個人情報の取扱い 第16条(秘密保持)

- 1. <u>当社及び契約者は、相手方が開示の際に秘密の旨を表示して開示した情報(以下「秘密情報」といいます)を善良な管理者の注意義務をもって管理し、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本サービスの提供の目的並びに権利の行使及び義務の履行以外に使用してはならないものとします。</u>
- 2. <u>前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当</u> する情報は、秘密情報に含まれません。
  - (1) <u>開示された時点ですでに公知であった情報</u> 又は既に当社若しくは契約者が適法に保有していた 情報
  - (2) 開示後、当社又は契約者の責によらず、公知

# 第17条(個人情報、秘密情報の取扱い)

- . 加盟者は、本契約の内容および直接間接を問わず本 サービスを通じて知り得た一切の情報(利用者の氏名、 電子メールアドレス、電話番号、性別、生年月日、住 所、予約履歴、購入履歴その他利用者に関する一切の 情報、当社の秘密に属する情報を含むがこれらに限ら れず、以下これらを「秘密情報等」という)を、本契 約期間中または本契約の終了後にかかわらず、個人情 報保護法、不正競争防止法その他の法令を遵守してこ れらを取り扱い、安全かつ適切な方法で厳重に管理し、 当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本サ 一ビスの利用の目的以外に使用してはならず、また第 三者に開示し、使用させてはならない。
- 2. 前項の定めにかかわらず、加盟者は、加盟者の責任

# となった情報

- (3) <u>当社又は契約者が秘密保持義務を負うこと</u>なく、第三者から入手した情報
- (4) 当社又は契約者が独自に開発した情報
- 3. 第1項の定めにかかわらず、行政機関、司法機関その他の公的機関、金融商品取引所等から、法令上・規則(金融商品取引所の定める規程・規則を含む)上の正当な権限に基づき強制力をもって秘密情報の開示を要請された場合、当社又は契約者は、強制された範囲で秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合、当社又は契約者は、開示前又はやむを得ない場合は開示後遅滞なく相手方に対しその旨を通知しなければならないものとします。
- 4. 第1項の定めにかかわらず、当社及び契約者は、必要な 範囲において、自己又はその子会社の役職員、弁護士、 公認会計士、税理士その他のアドバイザーに対して、秘 密情報を開示できるものとします。

# 第17条(個人情報の取り扱い等)

- 1. <u>当社は、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護法(個人情報保護法ガイドライン・指針その他関連する法令等を含みます。本条において以下同じ)及び当社サイト上において定める「プライバシーポリシー」に従って、適切に取り扱うものとします。</u>
- 2. <u>当社は、契約者が、当社約款に違反し、本サービスの提供を妨害した場合、本サービスの提供を確保するため必要と当社が認める範囲で契約者の通信の秘密に属する情報の一部を第三者に提供することができるものとしま</u>

- において、指定店舗運営者に限り、秘密情報等を開示し、使用させることができる。但し、加盟者は、指定店舗運営者に秘密情報等を開示し、使用させる場合には、当該指定店舗運営者に本条と同等の義務を課さなければならない。
- 3. 加盟者が秘密情報等を使用するにあたって、当社の 責めに帰すべき事由によらず加盟者または指定店舗運 営者その他第三者に損害が生じた場合であっても、当 社は一切責任を負わない。
- 4. 加盟者が秘密情報等を使用するにあたって、加盟者または指定店舗運営者の責に帰すべき事由により当社と指定店舗運営者その他第三者との間で紛争が生じた場合、加盟者は、当社を免責し、加盟者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。
- 5. 前項の定めにかかわらず、当社が前項の紛争について必要があると判断した場合は、当社は当該紛争に対応することができる。加盟者は、当社が当該紛争に対応したことによって当社に生じた費用全額(訴訟費用、弁護士費用を含むがこれらに限られない)を負担する。

す。

3. 契約者は、本サービスの利用により取得した個人情報を 個人情報保護法に従って、適切に取り扱うものとします。

# 第8章 その他一般条項

# 第18条(非保証)

当社は、サービス約款に別段の定めがある場合を除き、契約者への本サービスの提供に関し、明示的又は黙示的であるかを問わず、期待若しくは特定の目的への適合性、機能及び効果の有効性、完全性、有用性又はシステムへの脅威に対する安全性についていかなる保証も行いません。

#### 第19条(損害賠償)

- 1. 本約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因し又はこれに関連して、当社が契約者又は代理店顧客に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られ、かつ、原因行為となった個別契約の利用料金(個別契約が年間契約のサービスの場合は、年額の利用料金の1/2)に相当する額を上限とします。但し、当社に故意又は重大な過失が認められる場合はこの限りではありません。
- 2. サービス約款に損害賠償の定めがある場合は当該サービス約款の定めが優先して適用されるものとします。
- 3. 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不

# 第16条(賠償)

- 1. 本条件等で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因しまたはこれに関連して、当社が加盟者または指定店舗運営者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られ、かつ、以下の各号のいずれにも該当する額を上限とする。但し、当社に故意または重過失がある場合はこの限りではない。
- (1) 損害の発生の直接の原因となった個別サービスの対価 の額(当該対価が年額の対価として定められている場合はその対価の 1/2 に相当する額)
- (2) 前号の個別サービスが複数の指定店舗を対象として提供されていた場合、当該個別サービスの対価のうち損

法行為その他法律構成の如何を問わず適用されます。

4. 契約者又は役職員その他契約者の関係者が本約款に違反 する行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当 社に対し、その損害を賠償するものとします。

# 害の発生した指定店舗にかかる対価の額

2. 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用される。

#### 第20条(相殺)

当社は、基本契約及び個別契約に基づき契約者に対して負担する金銭債務がある場合、基本契約及び個別契約に基づき当社が契約者に対して有する金銭債権と当社が契約者に対して負担する金銭債務とを、当社が契約者に対して有する金銭債権(契約者が当社に負担する金銭債務)の弁済期の到来後に対当額をもって相殺することができるものとします。

#### 第21条(反社会的勢力の排除)

- 1. <u>当社及び契約者は、相手方に対し、以下の各号のいずれにも該当しないこと、また各号のいずれにも関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。当社及び契約者は、前項各号のいずれかに該当することとなった場合、又は同各号のいずれかと関係が生じた場合は、直ちに相手方に通知するものとします。</u>
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む)
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能 暴力集団等

# 第21条(反社会的勢力の排除)

- 1. 加盟者は、現在、加盟者および指定店舗運営者が次の各号のいずれにも該当しないこと、また各号のいずれにも関係がないことを保証する。
- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集 団等
- (6) その他前各号に準ずる者
- 2. 本契約締結後、加盟者または指定店舗運営者が前項 各号のいずれかに該当することとなった場合、または 同各号のいずれかと関係が生じた場合は、加盟者は直 ちに当社に通知する。

- (6) その他前各号に準ずる者(以下、前各号に該当する者を含み、総称して「反社会的勢力」といいます)
- 2. 当社又は契約者は、前項に定める通知を受領した場合又は相手方が前項の各号に該当する者であることが判明した場合、何らの通知又は催告を要せず、基本契約及び個別契約を解除することができるものとします。
- 3. <u>当社及び契約者は、自ら又は第三者をして以下の各号に</u>該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
  - (3) 取引に関して、偽計若しくは威力を用いて相 手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
  - (4) <u>「暴力団員による不当な行為の防止等に関</u> する法律」において禁止されている行為
  - (5) 自身が前項各号に該当する者である、又はその関係者である旨を伝えるなどする行為
  - (6) その他前各号に準ずる行為
- 4. 当社及び契約者は、相手方が前項に違反した場合には、相手方に対し、何らの催告なしに基本契約及び個別契約を解除することができるものとします。本条に違反した当事者は、相手方に対して負担する一切の債務(個別契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による個別契約の解除は、本条の違反者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
- 5. 当社及び契約者は、相手方が反社会的勢力に該当すると

3. 当社は、前項の通知を受けた場合には、加盟者に対する何らの通知および催告なしに本契約を直ちに終了させることができるほか、本サービスの提供を停止し、加盟者情報を当社のサーバーから削除することができる。この場合、加盟者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、加盟者に対する損害賠償の請求を妨げない。

判断した場合、相手方に対し、必要に応じて説明又は資料の提出を求めることができ、相手方はこれに速やかに応じるものとします。相手方がこれに速やかに応じず、誠実に対応しない場合、相手方に対し、何らの催告なしに基本契約及び個別契約を解除することができるものとします。

# 第22条(不可抗力)

当社は、天災、地変、戦争、騒乱、伝染病、疫病、労働争議、 火災、法令の制定若しくは改廃、政府又は地方公共団体による規制その他の行為、運送事業者又は電気若しくは通信事業 者その他の第三者による履行遅滞、債務不履行その他の不可 抗力により直接的又は間接的に引き起こされた、基本契約に 基づく債務の履行遅滞その他の債務不履行について、契約者 にいかなる責任も負わないものとします。

# 第23条(再委託)

当社は、当社の責任において、本サービスの提供にかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

# 第24条(権利義務の譲渡等)

- 1. 契約者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、基本契約若しくは個別契約上の地位を承継させ、または基本契約若しくは個別契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供することはできません。
- 2. <u>当社が本サービスにかかる事業を第三者に譲渡し、又は</u>当社が消滅会社若しくは分割会社となる合併若しくは会

# 第23条(委託)

当社は、当社の責任において、本サービスの提供にかかる 業務の全部または一部を第三者に委託することができる。

# 第24条(権利義務の承継等)

加盟者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、 本契約上の地位または本契約によって生じる権利もしくは 義務を第三者に承継させ(合併、会社分割等の組織再編行 為によるものであるかを問わない)または担保に供しては ならない。 社分割等により本サービスにかかる事業を包括承継させたときは、当社は、当該事業譲渡等に伴い、基本契約上の地位、権利及び義務並びに契約者情報を当該事業譲渡等の譲受人又は承継人に譲渡することができるものとし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

# 第25条(完全合意)

基本契約及び個別契約の契約締結以前における当社及び契約者間の明示又は黙示の合意、協議、申し入れは、基本契約及び個別契約の内容と矛盾又はこれに抵触する場合はその効力を有しない。

# 第26条(分離可能性)

本約款及びサービス約款について、いずれかの条項又はその 一部が、法令により無効又は執行不能と判断された場合であ っても、当該約款の残りの条項及び一部が無効又は執行不能 と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有 するものとします。

# 第27条(存続条項)

- 1. 終了事由の如何を問わず、基本契約又は個別契約が終了 した場合であっても、当該終了時に本約款及びサービス 約款に基づく未履行の債務があるときは、当該債務につ いては、その全ての履行が終了するまで本約款及びサー ビス約款が適用されます。
- 2. <u>前項のほか、終了原因の如何を問わず、第9条(個別契約終了後の取扱い)、第11条(代理店契約者の代理店顧客に関する責任)、第12条(調査協力義務)、第15条</u>

# 第22条(本契約終了後の取扱い)

終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本条件等に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了するまでは、本条件等が適用される。

(知的財産権等)、第 16 条(秘密保持)、第 18 条(非保証)、第 19 条(損害賠償)、第 20 条(相殺)、第 21 条第 4 項(反社会的勢力の排除)、第 24 条(権利義務の譲渡等)、第 25 条(完全合意)、第 26 条(分離可能性)、本条及び第 28 条(準拠法及び裁判管轄)は、有効に存続します。但し、第 16 条(秘密保持)については、3 年に限り存続します。

# 第28条(準拠法及び裁判管轄)

- 1. 基本契約及び個別契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠します。
- 2. 契約者及び当社は、基本契約又は個別契約に起因し、又はこれに関連する一切の争訟について、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意するものとします。

# 第29条(旧約款等の失効)

基本契約の成立時において、契約者に当社が別途定める「レストラン加盟条件」及び「販促年間パック利用条件」(以下あわせて「旧約款等」といいます)が適用されていた場合は、旧約款等は以下のいずれかの日付をもって失効します。

(1) <u>2021 年 8 月 3 日から 2021 年 8 月 31 日までに基本約款</u>が成立した場合

失効日: 2021 年 9 月 1 日

(2) <u>2021 年 9 月 1 日以降に基本約款が成立した場合</u> 失効日:基本約款が成立した日

# 第27条(準拠法、管轄裁判所)

本契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に 準拠する。加盟者および当社は、本契約に起因しまたはこ れに関連する一切の争訟について、訴額に応じて東京地方 裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所と することに合意する。

# 掲載サービス約款

# 第1条(本約款の適用)

- 1. 本約款は、株式会社ぐるなび(以下「当社」といいます)が提供する第3条(本サービス)に定めるサービス (以下「本サービス」といいます)の利用を希望し、当社がこれを承諾した者(以下「契約者」といいます)と当社との間に適用される契約条件を定めることを目的とします。なお、本サービスの利用にかかる取引を行うにあたり、当社及び契約者は、本約款に基づく契約(以下「本契約」といいます)を締結します。
- 2. 本サービスの利用にあたっては、別途当社が定める基本約款に基づき基本契約を締結していることを前提とし、本約款のほか、基本約款(以下、本約款と併せて「当社約款」といいます)が契約者に適用されます。
- 3. 本約款に定めのない事項に関しては、基本約款の定め が適用され、基本約款の定めと本約款の定めが矛盾又は 抵触する場合は、本約款の定めが優先して適用されま す。
- 4. 契約者が最新の本約款に同意した場合又は第2条(本契約の締結及び成立)の定めにより同意したものとみなされた場合、すでに締結されたすべての本契約(第2条第3項に定義されます)について、最新の本約款が適用されます。
- 5. 本約款に使用する用語の定義は、本約款において別段 の定義がない場合、基本約款における定義と同一の意義 を有するものとします。

# 第2条(本契約の締結及び成立)

- 1. 本サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定 の申込書及び申込画面等(以下併せて「申込書等」とい います)に必要事項を記入し、当社に提出又は登録する ことにより行われるものとします。かかる申込書等の提 出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したも のとみなされます。
- 2. 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、基本約款第4条(基本契約の締結及び成立)の定めに従って当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、利用希望者は、本サービスを利用することができないことがあります。この場合、遅滞なく利用希望者にその旨を通知します。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとします。
- 3. <u>本契約は、当社が利用希望者による本サービスの利用</u> を承認した時点をもって成立します。

# 第3条(本契約の成立および条件)

- 1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し当社所定の方法に従って本申込書を提出することにより本サービスの利用を申し込む。当社は、かかる本申込書の提出をもって、加盟者が本条件に同意したものとみなす。なお、加盟者は、申し込みを行うにあって、自己の営業に関し必要となる各種許認可を取得していることを当社に保証するものとする。
- 2. 当社は、前項の申込みについて当社所定の審査基準 (以下「審査基準」という)に従って、利用希望者を 審査し、審査基準を満たさない場合には速やかに利用 希望者にその旨を通知する。
- 3. 本条件に基づく当社と利用希望者との間の契約(以下「本契約」という)は、当社が審査基準を満たした利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。
- 4. 加盟者は、第1項の申込みにあたっては、レストラン掲載サービスおよび販促年間パック利用条件に基づき成立する契約(以下「販促年間パック契約」という)を申し込まなければならず、本契約が終了するまでの間は、レストラン掲載サービスの利用および販促年間パック契約を維持継続しなければならない。
- 5. 加盟者は、本契約成立後であっても、販促年間パック契約において定める販促年間パック利用開始月の1日以降でなければ、本サービスを利用することができない。但し、個別利用条件に別段の定めがある場合は

この限りではない。

# 第3条(本サービス)

- 1. 当社は、本サービスとして、以下の各号に定めるサービスを契約者に対し提供します。
  - (1) 掲載サービス

契約者が申込書等において<u>本サービスの利用の対象</u>として指定した店舗、施設等(以下「指定店舗等」といいます)に関する情報(以下「指定店舗等の情報」といいます)及び契約者又は代理店顧客(第三者のために契約者となる者の顧客を指す)が発信する情報(以下、「指定店舗等の情報」と併せて「掲載情報」といいます)を申込書等又は営業資料において記載され又は指定されたサイト(以下「当社サイト等」といいます)に掲載し、公衆送信等の方法によりインターネット利用者等(以下「ユーザー」といいます)に対して提供するサービス

(2) 管理システム

当社は、掲載サービスの提供に付随して、契約者の通信端末等から当社のサーバーにアクセスし、契約者自らが掲載情報の変更等ができる機能その他契約者が本サービス及び本サービスに付随するサービスを利用するために必要な機能を有する管理システム(以下「管理システム」といいます)を提供することがあります。但し、当社が管理システムを利用可能とした場合に限ります。

2. 当社は、前項に定めるサービスのほか、本サービスに

# 第2条(本サービス)

- 1. 当社は、加盟者に対して、本条件等に基づき以下の各号に定めるサービスを提供する。
- (1) 加盟者に関する情報および加盟者が本サービス (第3) 項に定義する。本条において以下同じ)の対象として指 定する店舗または施設(以下「指定店舗」という)を運 営する加盟者以外の個人または法人その他の団体(以 下「指定店舗運営者」という)に関する情報(以下あわ せて「加盟者情報」といい、著作物、商標、商号、ロゴ その他加盟者または指定店舗運営者から提供された一 切の情報を含む)の全部または一部を、当社のサーバー に登録し、当社の運営するウェブサイト(飲食店情報検 索サイト『ぐるなび』を含むがこれに限られない。以下 「本サイト」という)において加盟者情報を掲載したう えで(加盟者情報が掲載される本サイト内のページを 以下「加盟者ページ」という)、公衆送信等の方法によ りインターネット利用者(パーソナルコンピュータ、携 帯電話等の利用手段を問わない。以下「利用者」という) に対して提供するサービス(以下「レストラン掲載サー ビス!という)
- (2) 加盟者の通信端末から当社のサーバーにアクセスし、 加盟者自らが加盟者情報の登録および変更ができる機 能その他加盟者が本サービスを利用するために必要な 機能を有する管理システム(以下「管理システム」とい う)を提供するサービス

関連して契約者の販売促進を支援するためのサービスそ の他の各種サービス(以下「オプションサービス」といい ます)を提供することがあります。契約者がオプションサ ービスの利用に関し別途申込みを要する場合は、当社所 定の方法に従って申込むものとします。但し、当社は、オ プションサービスの利用について承諾する義務を負わ ず、契約者はこれに異議を述べることができないものと します。

- 3. 契約者は、指定店舗等以外において本サービスを利 用することはできません。
- 本サービスの詳細(本サービスの内容、本サービスに かかるシステムの機能並びに指定サイト等のデザイン及 び URL を含みますが、これらに限られません) は、申込書 等及び営業資料等に記載のとおりとし、当社はこれを随 時自由に見直すことができるものとします。但し、基本約 款第2条(約款の変更)の定めに該当する変更を行う場 合、基本約款第2条(約款の変更)に定める手続きに則る ものとします。

# 第4条(掲載手順)

契約者は、申込後、相当期間内に、当社所定の方法で、 指定店舗等の情報及びこれらに関連する素材(画像、テキ ストを含みますが、これらに限られず、以下併せて「素材 等」といいます)を当社に提供するものとします。

- 当社は、前項に定めるサービスのほか、加盟者の販 売促進を支援するためのサービスその他の各種のサー ビス(以下「オプショナルサービス」と総称する)を 提供することができる。加盟者はオプショナルサービ スの利用を当社所定の方法に従って申し込み、本条件 等に基づきこれを利用することができる。但し、当社 は、当該申込みを承諾する義務を負うものではない。
- 当社は、加盟者の販売促進に効果的であると判断し た場合、当社の裁量で、本条件等に基づき各種の特典 またはサービスを無償で提供することができる。(本項 の特典またはサービス、第1項に定めるサービスおよ び前項に定めるオプショナルサービスをあわせて以下 「本サービス」と総称し、本サービスのいずれかのサ ービス (本サービスを構成する具体的な第1項に定め るサービスまたはオプショナルサービスをいう)を個 別にさして、以下「個別サービス」という)
- 4. 本サービスの改廃及び本サービスの詳細(本サイト、 加盟者ページまたは管理システムのデザイン、レイア ウト、構成または機能、本サイトまたは加盟者ページ のアドレスを含むがこれらに限られない) については、 当社の裁量で決定することができ、当社はこれを随時 自由に見直すことができる。

# 第4条(掲載手続)

- 加盟者は、本サイトへの掲載を希望する加盟者情報 を当社所定の方法に従って当社に提供し、当社は、加 盟者情報を加工・入力の上当社のサーバーに登録する。
- 加盟者は、前項で登録された加盟者情報の内容を確

- 当社は、素材等を当社が別途定める掲載基準に従い 審査し、当該掲載基準に該当しないと当社が判断した場 合、当社は契約者に対し素材等の修正を要請し、契約者は これに速やかに応じるものとします。
- 当社は、掲載基準を満たした素材等を基に指定店舗 等の情報を指定サイト等に掲載するためのページ(以下 「契約者ページ」といいます)を制作します。
- 当社が契約者に対し、契約者ページの校正確認を依 頼した場合、契約者は当該依頼に速やかに応じるものと します。
- 素材等の当社への提供遅延、修正遅延、校正確認遅延 等当社の責めに帰すべき事由によらず契約者ページの掲 載遅延、不完全な掲載、未掲載等が発生した場合であって も当社は債務不履行の責任を一切負わないものとしま す。

- 認し、承認する。
- 3. 当社は、加盟者による前項の承認後遅滞なく、レス トラン掲載サービスの提供を開始する。
- 当社は、加盟者情報の提供の遅延等当社の責に帰す べき事由によらない加盟者情報の掲載の不具合、不完 全掲載、未掲載等について一切責任を負わない。

# 第8条(加盟者情報の変更または修正)

- 1. 加盟者情報に変更が生じた場合または加盟者情報に誤 りがあった場合、加盟者は、直ちに当該変更または修 正を行わなければならない。
- 2. 加盟者は前項の変更または修正を管理システムを利用 して行う。
- 3. 第1項の定めにかかわらず、同項の変更または修正 の対象となる加盟者情報の項目が加盟者自らが変更ま たは修正できない項目として当社が定めるものに該当 する場合は、加盟者は、当社所定の方法に従って直ち に当該変更または修正の内容を当社に対し通知しなけ ればならない。

# 第5条 (アカウントの管理)

- 当社は、管理システムを利用する契約者に対し、管理 システムを利用するための ID 及びパスワード等(以下併 せて「アカウント」といいます)を提供します。また、本 サービスの提供において連携する第三者が発行するアカ ウントを契約者に対し提供する場合があります。
- 契約者は、パスワードを設定するにあたり、第三者か | 第7条 (アカウントの管理)

#### 第4条(掲載手続)

当社は、加盟者に対してレストラン掲載サービスの 提供開始後速やかに、管理システムを利用するために必要 な ID およびパスワード (以下「アカウント」という) を付 与する。

<u>ら推測されにくいパスワードを設定する義務がありま</u> す。

- 3. 契約者は、アカウントを安全かつ適切な方法で厳重に管理し、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本サービスの利用の目的以外に使用してはならないものとします。
- 4. 契約者は、<u>代理店顧客</u>にアカウントを開示し使用させる場合には、<u>当該代理店顧客</u>に本約款において契約者が負う義務と同等の義務を課さなければならないものとします。
- 5. アカウントを使用して行われた行為のすべては、契約者による行為とみなして契約者は当社に対し、その責任を負うものとします。
- 6. アカウントに関連して、当社の責めに帰すべき事由 によらず契約者その他第三者に損害が生じた場合であっ ても、当社は一切責任を負いません。
- 7. 原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合、契約 者は、直ちにアカウントを破棄するものとし、本契約の終 了後はアカウントを使用してはならないものとします。

- 1. 加盟者は、アカウントを安全かつ適切な方法で厳重 に管理し、当社の事前の書面による承諾を得た場合を 除き、本サービスの利用の目的以外に使用してはなら ず、第三者に開示し、使用させてはならない。
- 2. 前項の定めにかかわらず、加盟者は、加盟者の責任において、指定店舗運営者に限り、アカウントを開示し、使用させることができる。但し、加盟者は、指定店舗運営者にアカウントを開示し、使用させる場合には、当該指定店舗運営者に本条と同等の義務を課さなければならない。
- 3. 加盟者がアカウントを使用するにあたって、当社の 責めに帰すべき事由によらず加盟者または指定店舗運 営者その他第三者に損害が生じた場合であっても、当 社は一切責任を負わない。
- 4. 加盟者がアカウントを使用するにあたって、加盟者または指定店舗運営者の責に帰すべき事由により当社と指定店舗運営者その他第三者との間で紛争が生じた場合、加盟者は、当社を免責し、加盟者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。
- 5. 前項の定めにかかわらず、当社が前項の紛争について必要があると判断した場合は、当社は当該紛争に対応することができる。加盟者は、当社が当該紛争に対応したことによって当社に生じた費用全額(訴訟費用、弁護士費用を含むがこれらに限られない)を負担する。

第6条 (禁止事項)

第10条(禁止事項)

契約者は、掲載者情報に以下の各号に該当する情報(以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断する情報を含む) を含めてはならないものとします。

- (1) 当社約款等に違反するもの
- (2) 事実と異なる情報または真実性が疑わしいもの
- (3)消費者に誤認混同を生じさせるもの
- (4)不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法その他関係法令に違反するもの
- (5) 第三者の知的財産権等を侵害する表現又は内容を含むもの
- (1) 第三者の名誉・プライバシー・肖像権その他の権利を侵害するおそれのある表現又は内容を含むもの
- (2) 性的好奇心を煽るような情報またはグロテスクな情報その他利用者に不快感を与えるもの
- (3) 当社が使用を認めない技術を使用して作成されたもの
- (4) コンピュータウィルス、有害なプログラム等を含むもの
- (5) その他当社が別途定める情報規定等において禁止するもの

# 第7条 (契約者の責任)

- 1. 契約者は、当社による掲載情報の利用が、第三者の著作権、著作者人格権、肖像権、商標権、その他の知的財産権又は他のいかなる権利をも侵害しないよう自己の責任と費用負担において当該第三者との間で必要なすべての権利処理を予め完了させるものとします。
- 2. 契約者は、掲載情報の内容が事実に合致することそ の他掲載情報について、ユーザーその他の第三者に対し

- 2. 加盟者は、加盟者情報に以下の各号に該当する情報 (以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断す る情報を含む)を含めてはならない。
- (1) 事実と異なる情報または真実性が疑わしい情報
- (2)性的好奇心を煽るような情報またはグロテスクな情報 報その他利用者に不快感を与える情報
- (3) GIFアニメーションその他当社が認めない方法を 使用した情報
- (4) コンピュータウィルス、有害なプログラム等を含む 情報
- (5) その他当社が別途禁止する情報
- 3. 加盟者が第1項または前項に違反した場合、当社は、 加盟者に対して、当該違反行為の中止または当該加盟 者情報の変更もしくは修正を求めることができ、加盟 者はこれに応じなければならない。また、この場合、 当社は、加盟者情報の変更もしくは修正を自ら行い、 または本サービスの全部もしくは一部の提供を予告な く停止することができる。

# 第12条(加盟者情報に関する責任)

1. 加盟者は、当社または情報利用者による加盟者情報 の利用が、著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権 等第三者の権利(著作権等法令により定められた知的 財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利 を含む)を侵害しないよう加盟者の責任と負担におい て当該第三者との間で必要なすべての権利処理をあら かじめ完了させる。

- <u>一切の責任を負うものとします。当社は、掲載情報につき</u> 一切責任を負いません。
- 3. 契約者は、掲載情報の内容について景品表示法、商標法、不正競争防止法及び消費者契約法その他の法令を遵守しなければなりません。また、契約者は、ユーザーその他の第三者に対し誤解を生じさせる表示をしてはならず、また不誠実な対応により第三者に迷惑を蒙らせてはなりません。
- 4. 当社は、契約者が本条第1項乃至第3項のいずれかに違反すると判断した場合、利用者に対して掲載情報の変更を求め又は自ら本サービスの停止、掲載情報の削除・変更を行うことができるものとします。
- 5. 本サービスの利用に起因し、又はこれに関連して、当社とユーザーその他第三者との間で生じた一切の紛争については、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、契約者が自己の費用と責任において誠実に対応するものとします。但し、当社が当該紛争に対応した場合、当社は契約者に対し、当該紛争の解決のために要した費用全額(訴訟費用、弁護士費用等を含むがこれに限られない)を請求することができるものとします。
- 2. 当社または情報利用者による加盟者情報の利用に起因しまたはこれに関連して、当社または加盟者と第三者との間で紛争が生じた場合(但し、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除く)、加盟者は、当社を免責し、加盟者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。但し、その必要があると当社が判断した場合は、当社は当該紛争に対応することができ、加盟者は、当社が当該紛争に対応したことによって発生した費用全額(訴訟費用、弁護士費用等を含むがこれらに限らない)を負担する。
- 3. 前項の定めにかかわらず、情報利用者が、情報利用規約等に違反して加盟者情報を利用して加盟者もしくは指定店舗運営者の権利が侵害され、または侵害されるおそれがあると当社が判断した場合には、当社所定の方法に従い、当該情報利用者に対して当該違反行為の中止等を求める。但し、当社が本条に基づく措置を講じたにもかかわらず、当該情報利用者が、情報利用規約等に違反して加盟情報を利用して加盟者または指定店舗運営者の権利を侵害した場合には、当社は、加盟者および指定店舗運営者に対してそれ以上の責任を負わない。

# 第8条(契約者サービス)

1. 契約者は、本サービスを利用して、契約者サービスを提供するにあたっては、各種の関係法令を遵守するもの

# 第11条(加盟者サービスの提供等に関する責任)

1. 加盟者は、加盟者サービスの提供等にかかる利用者 からの問合せ、申込み等に遅滞なく誠実に対応する。 とします。

- 2. 契約者サービスに関する契約(以下「契約者サービス 契約」といいます)は、契約者と契約者サービスを利用す る利用者(以下「契約者サービス利用者」という)との間 で成立するものであり、当社は契約者サービス契約の当 事者にはなりません。
- 3. 契約者は、契約者サービス利用者からの問い合わせ、 申込み等に遅滞なく誠実に対応するものとします。
- 4. 契約者は、個別契約期間中であるか否かを問わず、契約者サービス契約に基づく権利の行使及び義務の履行 (契約者サービスに必要な説明、契約者サービス契約の締結を含むがこれらに限られません)を、契約者の責任と負担において、契約者サービス利用者に対し直接行うものとします。
- 5. 契約者サービスに起因し又はこれに関連して契約者 サービスの利用者又は当該契約者サービスの利用者に関 連する第三者と当社又は契約者との間で何らかの紛争が 生じた場合(契約者サービス契約の変更又はキャンセル、 契約者サービス契約の目的である契約者サービスの瑕疵 に起因し又はこれに関連して生じた紛争を含むがこれら に限られません。但し、当該紛争が当社の責めに帰すべき 事由により生じた場合を除きます)、契約者は、当社を免 責し、契約者の責任と負担において、当該紛争から当社を 防御し、当該紛争を解決する責任を負うものとします。
- 6. 契約者は、前項の紛争の解決にあたっては、適切に対応し、当社に対して随時経過の報告を行うものとします。また、契約者が当該紛争の解決にあたって、契約者サービ

- 2. 加盟者は、加盟者サービスの提供等を行うにあたっては、消費者契約法、特定商取引法、不当景品類および不当表示防止法、割賦販売法その他関係法令を遵守する。
- 3. 加盟者サービスの提供等にかかる契約(以下「加盟者 サービス提供等契約」という)は加盟者と利用者との間 で成立するものであり、当社は加盟者サービス提供等 契約の当事者にならない。加盟者は、本契約期間中で あるか本契約終了後であるかを問わず、加盟者サービ ス提供等契約に基づく権利の行使および義務の履行 (加盟者サービスの提供等に必要な説明、加盟者サー ビス提供等契約の締結を含むがこれらに限られない) を、加盟者の責任と負担において、利用者に対し直接 行う。
- 4. 加盟者は、前項の内容を加盟者ページにおいて利用者に対して明確に表示する。
- 5. 加盟者サービス提供等契約に起因しまたはこれに関連して利用者または当該利用者に関連する第三者と当社または加盟者との間で紛争が生じた場合(加盟者サービス提供等契約の変更またはキャンセル、加盟者サービス提供等契約の目的であるサービスの瑕疵に起因しまたはこれに関連して生じた紛争を含むがこれらに限られない。但し、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除く)、加盟者は、当社を免責し、加盟者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。
- 6. 前項の定めにかかわらず、当社が前項の紛争につい

- ス利用者又は当該契約者サービス利用者に関連する第三者に対して通知等を行う場合には、契約者は、当該通知等の内容について事前に当社に対し報告を行うものとします。
- 前項の定めにかかわらず、契約者サービスに関する 7. 紛争について、解決に向けた対応を当社が行う必要があ ると判断した場合又は当社が対応せざるを得ない場合、 当社は、契約者の同意を得ることなく、当該紛争に対応す ること(解決のための交渉に関与することのほか、契約者 サービスに関する紛争に係る訴訟に参加することを含み ますがこれらに限られません。)ができるものとします。 なお、当社が要請した場合、契約者は基本約款第 12 条 (調 査協力義務)に従って解決に向けて当社に協力するもの とし、当社は、契約者サービス利用者又は当該契約者サー ビス利用者に関連する第三者に対し、当該紛争に関する 情報の提供その他の協力を行うことができるものとしま す。但し、当社の紛争解決に向けた対応の結果、契約者に 何らかの損害が生じた場合であっても当社はその損害を 賠償する責任を負いません。また、契約者は、当社が当該 紛争に対応したことによって当社に生じた費用全額(訴 訟費用、弁護士費用を含むがこれらに限られない)を負担 するものとします。
- て必要があると判断した場合は、当社は、加盟者の同意を得ることなく、利用者または当該利用者に関連する第三者に対し、当該紛争に関する情報の提供その他の協力を行い、または当社自らが当該紛争に対応することができる。加盟者は、当社が当該紛争に対応したことによって当社に生じた費用全額(訴訟費用、弁護士費用を含むがこれらに限られない)を負担する。
- 7. 加盟者は、第5項の紛争の解決にあたっては、適切に対応し、当社に対して随時経過の報告を行う。また、加盟者が当該紛争の解決にあたって、利用者または当該利用者に関連する第三者に対して通知等を行う場合には、加盟者は当社に対して、あらかじめ当該通知等の内容について報告を行う。

# 第13条(加盟者の指定店舗運営者に関する責任)

1. 加盟者が、指定店舗運営者が運営する施設または店舗 を指定店舗として指定した場合は、加盟者は、加盟者 の責任と負担において、当該指定店舗運営者から予め 当該指定にかかる同意を得るとともに、当該指定店舗

運営者に本条件等と同等の条件(加盟者が同意する当社の責任を制限する内容の条件、加盟者が本条件等において負担する義務および責任に関する条件を含むがこれらに限られない。但し、本サービスの対価に関する条件を除く)に同意させたうえで、当該条件に定められる義務および責任を負担させ、これらを遵守させる責任を当社に対して負う。当社は、当該指定店舗運営者の行為および故意・過失を、加盟者の行為および故意・過失とみなし、加盟者に対し当該指定店舗運営者の行為につきその責任を問うことができる。

- 2. 加盟者が、指定店舗運営者が運営する施設または店舗を指定店舗として指定したことに起因しまたはこれに関連して当社、加盟者および指定店舗運営者との間で紛争が生じた場合(但し、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除く)は、加盟者は、当社を免責し、加盟者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。
- 3. 前項の定めにかかわらず、当社が前項の紛争について必要があると判断した場合は、当社は当該紛争に対応することができる。加盟者は、当社が当該紛争に対応したことによって当社に生じた費用全額(訴訟費用、弁護士費用を含むがこれらに限られない)を負担する。

# 第9条(本サービスの提供の停止等)

1. 当社は、基本約款第13条(本サービス提供の停止等) の定めに加え、以下の各号に該当する場合、契約者ページ の掲載を停止する等本サービスの全部又は一部の提供を

# 第15条(本サービスの提供の停止等)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を予告なく停止することができる。

# 予告なく停止することができます。

- (1) <u>何らかの事由により契約者ページに記載された契約者サービスの提供ができない又はそのおそれがある場合</u>
- (2) 契約者ページに記載された契約者サービス について契約者サービス利用者への応答若しくは対 応が一定期間できない又はそのおそれのある場合
- 2. 契約者は、前項に定める事由に該当する又はそのお それのある場合は、速やかに当社に通知を行うものとし ます。
- 3. 第1項の定めに基づき、当社が本サービスの全部又は一部の提供を停止した場合に、契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。また、当該停止期間中の本サービスの利用料金は減額されず、契約者は、当該停止期間における本サービスの利用料金の全額を支払うものとします。

# 第10条(知的財産権等)

- 1. 掲載情報に関する権利(特許権、商標権、著作権等の 知的財産権その他一切の権利を含み、以下「知的財産権 等」といいます)は、契約者又は代理店顧客に帰属するも のとします。
- 2. 以下の各号に掲げる本サービスにかかる情報(掲載 情報は除きます)に関する知的財産権等は、当社又はその 権利を有する者に帰属します。

- (1) 当社のサーバーまたはシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能または困難 な場合
- (2)通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱等当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能または困難な場合
- (3) 加盟者が本条件等に違反した場合
- 2. 加盟者が、やむを得ない事由により加盟者サービスの提供等ができない場合または利用者への応答が一定の期間できない場合は、加盟者は直ちに当社にその旨を連絡する。この場合、当社は、その旨を加盟者ページに表示するなどの必要な措置を講じ、または当該加盟者ページの掲載を停止するなど本サービスの全部または一部の提供を予告なく停止することができる。
- 3. 当社が、前2項の定めに基づき、本サービスの全部 または一部の提供を予告なく停止した場合であって も、これにより加盟者に生じた一切の損害について当 社は責任を負わない。この場合であっても、これによ って、本サービスの対価は減額されるものではない。

# 第9条(知的財産権等)

1. 本サイトにおいて掲載もしくは本サービスにおいて 提供される文章、写真、動画、プログラムその他の文 字、図形、色彩、音声、動作もしくは映像またはこれ らを組み合わせたものおよび本サービスに関連して収 集された情報本サイトに掲載されもしくは本サービス において提供される著作物その他本サービスを構成す る情報、本サイトのデザイン、レイアウトもしくは構

- (1) 当社サイト、管理システム又は本サービスに おいて提供される文章、画像、動画、プログラムその 他の文字、図形、色彩、音声若しくは映像又はこれら を組み合わせたもの
- (2) 当社サイト、管理システム又は本サービスに おいて提供される著作物その 他本サービスを構成 する情報(デザイン、レイアウト若しくは構成を含む がこれらに限られない)
- 3. 当社は、本サービスに関連して収集した情報を当社 の事業の範囲内において使用することができます。

# 第11条(掲載情報の使用許諾)

- 1. 契約者は、当社に対し、本サービスを提供するため又は本サービスの目的の範囲内において、掲載情報の全部 又は一部を複製、翻案、公衆送信等の方法により利用する ことを無償で許諾するものとします。
- 2. 契約者は、当社に対し、掲載情報を<u>指定サイト等以外の媒体においても広くユーザーに提供する目的で</u>、当社が認めた個人又は法人その他の団体(以下「情報利用者」といいます)に対して、技術的方法の如何を問わず、掲載情報の全部を当社が提供することを無償で許諾するものとし、情報利用者は、自らが独自に作成し、又は公開する媒体(ウェブサイト、ブログ、メールマガジン、新聞、雑誌を含むがこれらに限られず、媒体の形態を問いません)において、掲載情報の全部又は一部を複製、翻案、公衆送信等の方法により無償で利用することができるものとします。

- 成を含むがこれらに限られない。但し、加盟者情報を除き、以下「掲載情報等」という)に関する権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む。以下同じ)は、当社または掲載情報等に関する権利を有する者に帰属し、加盟者は、技術的方法の如何を問わず、掲載情報等を利用してはならない。但し、当社の承諾を得た場合(掲載情報等に関する権利を有する者の承諾を当社を通じて得た場合を含む)はこの限りではない。
- 2. 加盟者情報に関する権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む。以下同じ)は、加盟者または加盟者情報に関する権利を有する者に帰属する。
- 3. 加盟者は、当社に対し、当社が本サービスを提供する ために必要な範囲において、加盟者情報の全部または 一部を、複製、翻案、公衆送信等の方法により利用す ることを無償で許諾する。
- 4. 加盟者は、当社に対し、当社が認めた個人または法人その他の団体(以下「情報利用者」という)に対して、技術的方法の如何を問わず、加盟者情報の全部または一部を当社が提供することを無償で許諾し、情報利用者は、独自に作成し、または公開する媒体(ウェブサイト、ブログ、メールマガジン、新聞、雑誌を含むがこれらに限られず、デジタルの媒体であるかアナログの媒体であるかを問わない。また、媒体の作成または公開が有償であるか否かも問わない)において加盟者情報を複製、翻案、公衆送信等の方法により無償で利用

- 3. 契約者は、当社及び情報利用者に対し、掲載情報にかかる知的財産権等を行使せず、また掲載情報にかかる権利を有する者をして行使させないものとします。但し、情報利用者が、当社との契約又はあらかじめ当社が定めた利用規約若しくはガイドライン等に違反して掲載情報を利用し、契約者の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、当該情報利用者に対して、掲載情報にかかる知的財産権等を行使し、又は行使させようとするときは除きます。
- 4. 当社は、本契約終了後においても、終了事由の如何を問わず、掲載情報をユーザーに対して提供する等当社グループの事業の範囲内において引き続き利用することができるものとします。

- することができる。
- 5. 前2項のほか、加盟者は、当社に対し、本サービス の提供に関連する当社の事業の範囲において、加盟者 情報の全部または一部を、複製、翻案、公衆送信等の 方法により利用することを無償で許諾する。
- 6. 加盟者は、当社および情報利用者に対し、著作者人格権その他一切の知的財産権または他のいかなる権利 (以下あわせて「知的財産権等」といい、法律上保護される利益に係る権利を含む)をも行使せず、加盟者情報に関する権利を有する者にこれらを行使させない利用とり、情報利用者が、あらかじめ当社が定めた利用規約、ガイドライン等情報利用者と当社との契約(以下「情報利用規約等」という)に違反して加盟者情報を利用し、加盟者の権利が侵害され、または侵害されるおそれがある場合には、加盟者は、当該情報利用者に対して知的財産権等を行使し、加盟者情報に関する権利を有する者にこれらを行使させることができる。

# 第28条(本契約終了後における加盟者情報の利用)

当社は、終了事由の如何を問わず、本契約終了後において も、加盟者情報を利用者に対して提供する等当社の事業の 範囲において引き続き利用することができる。

# 第12条(契約期間)

1. 本契約は、本契約の成立日から有効とし、契約者ページの掲載日より起算して 1 年後の応当日の前日まで(以下「本契約期間」といいます)とします。但し、別途合意

# 第5条(本契約期間)

本契約の契約期間(以下「本契約期間」という)は、本契約成立の日からレストラン掲載サービスの対象となる加盟者ページが掲載された日より起算して1年後の応答日の前日

した場合を除きます。

2. 本契約期間の満了日の 1 か月前までに一方当事者から他方当事者に対し書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて 1 年間自動的に更新されるものし、以降も同様とします。但し、別途合意した場合を除きます。

までとする。本契約期間の満了日の1ヶ月前までに一方当事者から他方当事者に対し当社所定の書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

# 第13条 (利用料金)

- 1. 本サービスの利用料金(以下「利用料金」といいます)は、 申込書等に記載のとおりとします。なお、本サービスの利 用料金は、契約者ページの掲載日から発生します。
- 2. 契約者が当社に支払う金額は、利用料金及び利用料金に対して課される消費税等の税金の合計額とします。
- 3. <u>本契約が終了した場合、本契約の終了月分の利用料金の</u> <u>支払いをもって、契約者の支払いは完了するものとしま</u> す。

# 第14条(支払条件及び支払方法)

- 1. 契約者は、当社が発行する請求書に記載された支払期日までに、当社が指定した支払条件及び支払方法(契約者が選択することができる場合は、契約者が選択した支払条件及び支払方法)に従い、当社に支払うものとします。
- 2. <u>当社が必要と認め、契約者に相当期間を定めて通知した場合、当社は契約者に対して支払方法の変更等を行うことができるものとし、契約者はこれに応じるものとし</u>ます。
- 3. 利用料金の支払いにかかる手数料その他費用は、契約

# 第6条(本サービスの対価および支払い条件)

- 1. 本サービスのうち、本申込書記載のサービスの対価は、本申込書において定める額とする。
- 2. 本申込書記載のサービス以外の本サービスの対価は、 個別サービスごとに当該個別サービスを対象とする個 別利用条件において当社が定める額とする。
- 3. 本サービスの対価は、当社が別途定める時期、方法 により支払うものとする。なお、振込手数料は加盟者 の負担とする。

者が負担するものとします。

# 第15条(本契約の解約等)

- 1. 当社は、基本約款第6条第1項(基本契約の解約等)に 定める事由に該当する場合、契約者に対する何らの通知 及び催告なしに、本契約を直ちに解除することができる ものとします。この場合、契約者は、当社に対して負担す る一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこ れに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ち に弁済するものとします。なお、本条による本契約の終了 は、当社による契約者に対する損害賠償の請求を妨げな いものとします。
- 2. 基本約款第6条第1項(基本契約の解約等)に定める事 由以外の理由により、基本契約が終了したときは、本契約 は自動的に終了するものとします。
- 3. <u>当社は、本契約の期間中においても、契約者に対し書面又は電子メールにより通知を行うことにより、本契約を解</u>約することができるものとします。
- 4. 契約者は、当社所定の方法に従い、解約希望日の 1 か月前までに当社に対し当社所定の届出を行うことにより、解約希望日をもって本契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日が月(暦月ではなく、契約者ページの掲載日から 1 か月の期間をいう)の途中であっても、契約者は、月額で定められた利用料金の全額を支払う義務を負い、当社は、日割り計算による減額又は返金を行いません。

# 第16条(違約金)

1. 契約者ページの掲載日から6ヶ月以内に本契約が終了

# 第18条(加盟者による本契約の終了)

加盟者は、本契約期間中においても、当社所定の方法に従い、加盟者が希望する解約日(以下「解約希望日」という)の1ヶ月前までに当社に対し本契約を終了させる旨の通知を行うことにより、解約希望日をもって本契約を終了させることができる。但し、解約希望日までに当社の解約手続が完了しない場合は、解約手続の完了日をもって本契約は終了する。

# 第 20 条 (違約金)

1. 個別契約の成立から個別サービスの利用開始までの

した場合、契約者は、当社に対し、違約金として、年間の利用料金の 1/2 に相当する額から、当該終了までの期間に応じた割合の利用料金の額(年間の利用料金の額を12 で除して得た額に本サービスの利用開始日を含む月から当該終了日を含む月までの月数を乗じて得た額をいう)を控除した額に相当する金銭を当社が別途定める方法により直ちに支払うものとします。

- 2. 本サービスの廃止による本契約の終了の場合は、本条に 定める違約金は発生しません。
- 3. 本条に定める違約金は、契約者が支払うべき損害賠償額 の上限を定めたものではなく、契約者が当社に損害を与 えた場合、契約者は、違約金の支払いに加え、当社に発 生した全ての損害を賠償するものとします。

- 間に第 18 条または第 19 条第 2 項の定めにより本契約が終了した場合、加盟者は、当社に対し、違約金として、年間の個別サービスの対価の 1/2 に相当する額の金銭を当社が別途定める方法により直ちに支払う。
- 2. 個別サービスの利用開始日から6ヶ月以内に第18条または第19条第2項の定めにより本契約が終了した場合、加盟者は、当社に対し、違約金として、年間の個別サービスの対価の1/2に相当する額から、当該終了までの期間に応じた割合の個別サービスの対価の額(年間の本サービスの対価の額を12で除して得た額に個別サービスの利用開始日を含む月から当該終了日を含む月までの月数を乗じて得た額をいう)を控除した額に相当する金銭を当社が別途定める方法により直ちに支払う。
- 3. 前2項に定める違約金は、加盟者が支払うべき損害 賠償額の上限を定めたものではなく、加盟者が当社に 損害を与えた場合、加盟者は、違約金の支払いに加え、 当社に発生した全ての損害を賠償しなければならな い。

# 第17条(存続条項)

原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、 第5条第6項(アカウントの管理)、第7条(契約者の責任)、第 8条(契約者サービス)、第10条(知的財産権等)、第11条(掲 載情報の使用許諾)、第15条第1項(本契約の解約等)、第15条 (違約金)及び本条の定めは有効に存続します。